

Title	エリザベス治世期の治安判事：ノーフォク州を中心に
Sub Title	Justice of the peace in Norfolk in the reign of Elizabeth I
Author	清水, 祐司(Shimizu, Yuji)
Publisher	三田史学会
Publication year	1977
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.48, No.3 (1977. 10) ,p.59(285)- 80(306)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19771000-0059

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

エリザベス治世期の治安判事

——ノーフォク州を中心に——

清 水 祐 司

はじめに
エリザベス治世期の治安判事について、その制度面に関しては既に多数の文献が存する。しかしながら、治安判事

しては既に多数の文献が存する。しかしながら、治安判事団 (commission of the peace) の構成員に関しては十分に具体的検討がなされないままに、やまとまな事項について安易に一般化が行われてきたように見受けられる。

究に基づき、ノーフォク州の場合を中心に考察し、併せてエリザベス治世期における地方統治の実態の一端に触ることを目的としている。

対象を主としてノーフォク州に限定することは文献上の制約にもよるが、若干の積極的な理由にもよる。まず第一に、治安判事の機能が誰が治安判事であつたかという事実並びに州の政治・社会状況によって大きく左右された以上、治安判事研究は州単位の実態把握を欠くことは出来ないと思われる。第二の理由は、所謂絶対王政研究と係わるものである。従来、テューダー朝に関して、政策実施の担重たらざるをえない状態である。それ故に、小論は、今日迄の研究のうち最も詳細且つ徹底した A.H.Smith の研究

つてこねよつて、我々は建前かふの時期の実態を判断するに心を用ひなければならぬ。

小綱は二章より構成されてゐる。第一章は制度面を扱うが、その範囲は直接・間接に第二章・第三章と係わる限りに留まる。第一・第三章は、ヘリザベス治世期における一つヤク州の治安判事に関する実態分析を中心となる。

緒

(一) 私が参照の懸念を擰た文獻は次の通りである。⁽³⁾ J. H. Gleason, 'The Personnel of the Commission of the Peace, 1554-1564', *Huntington Library Quarterly*, XVII, 1955; A. H. Smith, 'The Elizabethan Gentry of Norfolk: Office-Holding and Faction', London University PhD thesis, 1957; do, 'The Personnel of the Commission of the Peace, 1554-1564', *Huntington Library Quarterly*, XX, 1959; R. B. Mannig, 'Catholics and Local Office Holding in Elizabethan Sussex', *Bulletin of the Institute of Historical Research*, XXVI, 1962; A. D. Wall, 'The Wiltshire Commission of the Peace, 1590-1620, Melbourne University MA thesis, 1966; J. H. Gleason, 'The Justices of the Peace in England, 1558-1640', Oxford, 1969; A. H. Smith, 'County and Court: Government and

Politics in Norfolk, 1558-1603', Oxford, 1974.

(2) G. R. Elton, 'The Tudor Constitution', Cambridge, 1960, p. 45. の脚註参照。

(3) 篠塚信義「イギリス絶対主義の発展構造」(『東波講座世界史』14)。

第一章 ヘリザベス治世期における

治安判事制度

I

封建王政下のイングランズは、屢々「集権的な封建王政」といふ自家撞着的言葉で表現されるように相対的に王権が強大であったが、それらの理由のために、テューダー朝は国王直属の有給官僚を擁する大規模な地方統治組織を設置出来ず、既存組織の活用によじて統治の実をあげざるを得なかつた。

アルノード・シエリフ (sheriff)・治安判事 (justice of the peace)・コンスタブル (constable) のもと中世纪以来の諸制度は、それぞれ異なるた系譜に属し異なるた時代に生れ、これがの間に明確な上下関係・緊密な相互関係

が樹立されてはいなかつた。又、如何に強大とはいへ、イングランドの封建王政も所詮は封建社会という枠組内の統治であり、その権力はコミュニティの周辺に達しえたにすぎなかつた。もし、既存組織の活用という手段によつて王権の地方浸透を推進するのであれば、これらの再編成が必要となるわけであり、事実この作業がテューダー朝期を通じて続けられ、エリザベス治世期に一応完了する。⁽²⁾

曾て、カテゴリーの異なるコミュニティの代表として軍事・警察任務などを担当したハイ・コンスタブル (high constable) 及びペティ・コンスタブル (petty constable) は、テューダー朝期に入ると治安判事の職務を郡・教区単位で執行する彼の下僚へと変質した。しかも、両者の治安判事への従属化に伴い、ハイ・コンスタブルとペティ・コンスタブルの間には序列化が生じたのであつた。ユーニティ代表機関の国王統治組織への編入は、教会管理官 (church warden) にも認められる。教会管理官は、從来教区といふ比較的自立したコミュニティにおいて自由に活動していたのであるが、宗教改革後治安判事の監督のもと

で行政問題を処理するようになり、地方統治組織の構成部分となつた。更に、経済・社会上の変化に伴い新に生じた種々の問題を処理することを目的として救貧管理官 (overseer of the poor)・公道管理官 (surveyor of the highway) の制度が設けられ、これらも治安判事の監督下に置かれた。そして、こうした末端組織の活動に伴い、教区が行政の最小単位として確立してゆく。

シェリフは、中世前期において、一方ではアングロ・サクソン時代以来の地方伯としての性格を継承し、他方では地方における国王の代理人として、司法権・軍事権・行政権を一身に有し、単なる中央の出先機関以上の存在であつた。しかし、王権が強大となるにつれて、彼に集中する三権を他の諸機関へ分掌させる方針が取られ、この方針がもはや必要と見做されなくなるのがテューダー朝期末であつた。

従来シェリフ巡回裁判所へ提出されていた起訴がエドワード四世治世期に四季法廷へ移管したことによりシェリフは既に大打撃を被つていたのであるが、この痛手に追討

ちをかけるかのよつて、ヘンリー七世治世期にショリフの帳簿監査権とシリフ並びに彼の下僚の職務怠慢に関する処罰権が治安判事に委ねられた (11 Henry VII, c. 15)⁽⁴⁾。一五八五年には、彼の下僚が就任宣誓を治安判事に対して行うべきことが定められた (27 Elizabeth, c. 12)。更に民兵の指揮権は、査閲委嘱令 (commission for musters) へ、次いで統監 (lord lieutenant) へと移り、狭義の行政に関しては、重要な任務は治安判事へ委ねられた。この結果、エリザベス治世期のシリフは、曾て彼の有していた権限を吸収した諸機関の決定事項の執行者乃至事務連絡者と化したのであった。尤も、シリフには、彼をコマンドタブルあることは救貧管理官と同列に置く治安判事の「下僚」と見做すには困難を覚える部分が多い。が、第一に、彼の職務の中には国王もしくは財務府裁判所へ直接責任を負うものが含まれていた。又、選舉あるいは陪審員の選出のように、事情によっては大きな影響力を及ぼしつる性質のものが彼の職務には含まれていた。⁽⁵⁾ 第二に、ハンバーンの治安判事必携書『治安判事の職務について』(一五八一年版)

に、如何なる者も彼がシリフ在職中は治安判事の権能を行使出来ない旨が明記されてゐるとから明白なようだ、シリフと治安判事は同一社会層からの選任されたのである。

テューダー朝期の地方統治組織再編成に特徴的なことは、治安判事を中核として組織の再編成が遂行されたことであつて、(II) で述べたとおり、地方統治に関する主な業務が彼に委ねられたんじである。

註

(一) ルの歴史について、J. E. Neale, Essays in Elizabethan History, London, 1958, pp. 204-5; P. Anderson, Lineages of the Absolutist State, London, 1974, pp. 113-8. 参照。

(2) ルの W. S. Holdsworth, A History of English Law, IV, London, 1924, pp. 107-66. 及び鶴見翠川「マサラべ絶対王政下の地方統治機構」(『千葉大学文理学部文化科学系研究』大正六四) に依拠してある。

(3) リールの叙述から、マハーベンヤーにおむろ 1571 年選舉中のシリフの行動を参照された。J. E. Neale, The Elizabethan House of Commons, revised edn., Penguin Books, pp. 78-81.

(→) W. Lambard, *Eirenarcha: Or of the Office of the Justice of Peace*, reprint of 1581 edn., English Experience Ser. No. 273, 1970, p. 79.

(→) ハーフォーク州の場合は例である。一五七五年(この時迄)ハーフォーク州は一箇のハーフォーク州の管轄)から一大〇一年迄は、延数にして一九名がハーフォーク州のシャーリーに任命された。金員がナイトヘルズとスクワイヤであった。 Lists of Sheriffs for England and Wales, P.R.O. Lists and Indexes, No. 9, p. 88.

A. H. Smith, *County and Court: Government and Politics in Norfolk, 1558-1603*, Oxford, 1974; J. H. Gleason, *The Justices of the Peace in England, 1558-1640*, Oxford, 1969, pp. 145-63. これらの彼らの治安判事経験の有無を調べる、たゞ例外として、さわざれも生涯を少へしも一度も治安判事に任命されたことはない。

II

治安判事は、その名が示すように治安問題を担当する裁判官としてハーフォーク三世時代に正式な制度として発足した。⁽¹⁾ その後権限が漸増し、チャーチー朝出現前夜、既に彼らは地方統治の担当者としてかなりの経験を積むに到つていた。チャーチー朝が地方統治に関する主要業務を治安判

事に委ね、彼のを中心とした組織の再編成を計ったのは、ハーフ地があったからと他ならぬ。

A、任命書 (Commission of the Peace)

治安判事の権能は、任命書と諸制定法による根拠を有し、概ね、前者においては一般的に後者において具体的に職務内容が記載されているのであるが、順序として、職務内容が一般的に記載される任命書をあげ検討する。

治安維持法がハーフォーク三世治世期に裁判権を付与され、治安判事と生まれ変わったにも拘らず、法と秩序の維持を治安判事に全面的に委ねようとする方針がこの時直ちに採用されたのではなかった。治安判事制は治安維持に関する様々な模索の一表出にすぎず、当時治安維持を目的とした種々な制度が併存していたのである。従つて、治安判事の権能の得喪その他の点において屢々変更が生じ、これに対応して任命書の文言・形式も変化した。

任命書に固定化が生じた時期を確定しようとするならば我々は最も長く使用された一五九〇年のそれを検討し、この原型を遡及的に求めることになるが、Sillem はこれを

リチャード二世の時代に求めている。即ち、Sillemによれば、リチャード二世治世期第四年目の任命書は次のように

な内容を含みその後の任命書の骨格となるものであった。⁽²⁾

(1) 治安維持に関する諸制定法の違反者を処罰し、身体へ危害を加えるかあるいは放火の恐れのある者から平和の保証を取るべきことを命じていて、⁽²⁾

(2) 治安維持に関する諸制定法の違反者及び重罪・軽罪犯について陪審を糾問すべきことを命じていて、⁽³⁾

(3) 一名の quorum (後述参照) 出席のうえで判決を下すべきことを命じていて、⁽⁴⁾

(4) 「財物強要に関する裁判が困難な事件」(casus difficultatis super determinacione extorsionum) については、王座・民訴裁判所裁判官もしくはアサイズ裁判官臨席の場合にのみこれを扱うべきことを命じていて、⁽⁵⁾

(5) 日を定めて法廷を開くべきことを命じていて、⁽⁶⁾

(6) 治安判事が指定した日・場所へ陪審員を召喚すべきことを、シェリフへ命じていて、⁽⁶⁾

(7) 治安判事の一名に必要書類の取り扱いを命じている。

その後、条項の配列などに変更が生じたが、ヘンリー六世時代には一層の固定化が生じ、彼の時代の一四二四年及び一四三〇年の任命書が以後標準と見做され、このいづれかが一五九〇年迄使用された。⁽³⁾

しかし、やがて、この任命書が死文化した文言を含み実情に即していないことが、識者に指摘されるようになる。例えば、一五八〇年ケント州の治安判事に任命されたランバードは、大法官トマス・ブロムリィに改訂を進言するとともに、「治安判事の職務について」において当時の任命書が不備であることを明言している。ランバードの進言はブロムリィの取り上げるところとはならなかつたが、一〇年後の一五九〇年、王座裁判所首席裁判官クリストファー・レイ及び財務府裁判所首席裁判官ロジャー・マンウッドらが中心となつて新任命書の草案を作成し、これを大法官クリストファ・ハットンに提出した。ハットンがこれを承認したところから、一八七五年迄この任命書が使用されることになる。⁽⁶⁾

任命書（一五九〇年以降）

〔前文〕 神の恩寵によりイングランド・フランス及びアイルランドの女王にして信仰の擁護者たるエリザベスは、A, B, C, E, F, &c. に挨拶する。

〔第一項〕 汝らは、朕が汝らを相共に及び個別に次のことを果す朕の判事に任命したことを知るべし。即ち、汝らは朕の州の朕の平和を維持し、朕の平和・平和維持並びに朕の人民の平穏なる統治のために定められたる総ての勅令・国会制定法をその總ての及び個別の条項にわたりて、特権領の内外を問わず同州にて、諸勅令・諸国会制定法の効力・定め・趣旨に従いて維持し且つ維持せしめ、同州にてこれら諸勅令・諸国会制定法の定めに違反する総ての者にこれら諸勅令・諸国会制定法の定めに従えば当然なざるべきように懲罰を加え刑罰を課し、朕の人民の一名もしくは二名以上の者に對して彼らの身体もしくは彼らの家への放火に關して嚇かしたる者総てを、朕と朕の人民に対し平和と良き振舞についての十分なる保証を提出すべく汝らもしくは汝らのいづれかの面

前に來きしめ、而してもし彼らがかかる保証の提出を拒否したる場合には、かかる保証を提出する迄逃亡せぬよう彼らを朕の監獄に拘禁せしめなければならぬ。

〔第二項〕 更に、朕は、汝らの一名もしくはそれ以上を（朕は、A, B, C, E, F, &c. の中のいずれかがその中の一名であることを欲す）、次のことを果す朕の判事に任命せり。即ち、汝らは、その者たちによりて事件の真実がより良く知られうるような・同州の良き且つ適法なる人々の宣誓によりて、あらゆる種類の重罪・毒殺・魔術・不法侵害・先買い・買占め・財物強要をより十分に審問し、朕の治安判事が審問出来且つ法的に審問せねばならぬところの一切の他の犯罪を、同州にて如何なる方法により為され完遂されまた爾今為され企てられようとも、より十分に審問し、また更に、同州にて朕の平和に反し且つ朕の人民を混乱せしめるような形にて武装して歩行もしくは騎行し、あるいは爾今不逞にも歩行もしくは騎行せる総ての者をより十分に審問し、また更に、朕の人民を傷害もしくは殺害せんとして待伏せたる者及

び爾今不逞にも待伏せんとする者總てをより十分に審問し、度量衡を悪用するかもしくは食料品の販売に際して諸勅令・諸国会制定法の定めに反し、イングランドの共通の福祉及び朕の人民のために定められたる諸勅令・諸国会制定法のいずれかに違反したかもしくは爾今同州にて不逞にも違反せんと試みる宿屋主及びその他總ての者をより十分に審問し、また更に、同州にて既述事項に関する職務遂行に際して不正に振舞うか爾今不逞にも不正に振舞わんとし、怠慢たるか爾今たまたま怠慢なる總てのシェリフ・ベイリフ・スチュワード・コンスタブル・獄吏及び他の總ての官吏をより十分に審問し、また更に、既述事項に係わる總てのもしくは個別の条項・細目及び他の總ての事に關して、如何なる人により如何なる方法により同州にて為され完遂され爾今たまたま為され企てられようともそれら總てをより十分に審問すべし。

〔第三項〕また、汝らは、汝らもしくは汝らのいづれかあるいは同州にて最近任命せられし治安判事の面前に提出せられ提出せられるべきところの・未だ終結せしめら

れてはおらぬ總ての起訴を調査し、また起訴せられたる總ての者及び爾今たまたま汝らの面前にて起訴せられる總ての者に對して、彼らが捕えられるか身柄を引き渡されるかもしくは法益剝奪を宣告せられる迄、それらに關して訴訟を遂行し且つ続行すべし。

〔第四項〕また、汝らは、總てのもしくは個別の重罪・毒殺・魔術・不法侵害・先買い・買い占め・財物強要・不法集会・既述の起訴及び總てのもしくは個別の他の既述事項に關して、イングランドの法に従いて従来為されたるよう又当然為されるべきように聽き且つ裁判し、而して罰金・身受け金・贖金・没収もしくはイングランドの法と慣習及び既述の諸勅令・諸国会制定法の定めにより従来為されたるよう又当然為されるべき他の方法によりて、かかる違反者に懲罰を加え刑罰を課すべし。

〔第五項〕但し、次の事を常に留保する。即ち、既述事項に關して裁判の困難なる事件が汝らあるいは汝らの二名もしくはそれ以上の面前に現われたる場合には、（王座裁判所又は民訴裁判所）いづれかの裁判所の朕の裁判

官もしくは同州にてアサイズを開くことを委託せられた
る朕の裁判官の一名が臨席したる場合を除きて、それら
についての裁判が汝らあるいは汝らの二名もしくはそれ
以上の面前で為されてはならぬ。

〔第六項〕 それ故に、朕は汝ら及び汝らの總てに次の如
く命ずる。即ち、汝らは平和維持・諸勅令・諸国会制定
法及び總ての既述事項の維持に専念すべし。また、既述
の汝ら及び汝らの二名もしくはそれ以上の者は、このた
めに定められたる一定の日・場所にて既述事項を審問
し、又既述事項の總て及び個別を聞き且つ裁判し、これ
らを既述の定めにかなうように遂行すべし。而してその
際に、イングランドの法と慣習に従いて正義に属するこ
とを為すべし。但し、罰金及びその他のそこから生じ朕
に属するものは、朕の為に確保されるべし。

〔第七項〕 朕は、同任命書の趣旨からして同州の朕のシ
エリフに次の如く命じておく。即ち、シェリフは、既述
の汝らあるいは汝らの二名もしくはそれ以上の者が彼に
知らしめる一定の日・場所に、特權領の内外を問わず、

その者たちによりて既述事項の眞実がより知られ且つ審
問されうるような・彼の管轄区内の然るべき人数の良き
且つ適法なる人々を、既述の汝らの二名もしくはそれ以
上の面前に来さしめるべし。

〔第八項〕 最後に、朕はAを同州における朕の四季法廷
記録保管官 (*custos rotulorum*) に任命す。それ故、
汝は、既述の日・場所にて既述の令状・命令・被告召喚
状及び起訴状を、それらが既述したるが如く然るべき方
法によりて調査せられ終結せしめられるよう、汝及び汝
の既述の同僚の面前に提出せしめるべし。

以上が一五九〇年以降使用される任命書であり、内容そ
のものは一目瞭然と思われるが、第二、第三章で扱う問題
を考慮して若干の補説を行つておきたい。

〔前文〕 は国王の挨拶であり他の公式文書と同じである
が、挨拶の対象が叙任者となつてゐるため、この部分が
治安判事名簿を構成する。叙任者記載には序列があり、
大法官あるいは大蔵卿などの政府高官・聖俗貴族・上記

以外の政府官吏・伯爵以上の子弟・アサイズ裁判官を含めた上級裁判所裁判官・子爵並びに男爵の子弟「ここまではアサイズ裁判官を除けば純然たる名誉職の「高官グループ」であり、ナイト以下が実際に職務を遂行した「実務グループ」である」・ナイト・上級法廷弁護士・法学もしくは神学の博士号取得者・エスクワイヤ・ジエントルマンの順であつた（大法官と大蔵卿は、ランカスターを除くすべての州の任命書に記載される⁽⁸⁾）。

このように記載の序列は一応決まつていたが、実際の記載は、特に実務グループ内の新叙任者の記載は、当局を悩ませたと思われる。なぜならば、四季法廷・アサイズ法廷において治安判事は任命書の記載序列に従つて着席することになつており、記載の序列は彼ら的一大関心事であつたからである。新叙任者は、末尾に記載されキャリアを積むにつれて序列が上るのではなく、彼と同社会層出身の同僚の間に、同僚との関係において彼の社会的地位が正しく反映されていると思われる個所にその名が挿入された。それ故、野心的な者もしくは同僚のいざれかと敵対関係にある

者は、自らの名が可能な限り同一社会層出身の同僚間の上位に記載されるよう屢々画策した模様である⁽⁹⁾。

任命書は、大法官の承認のもとに、大法官府の Crown Office の書記官に発せられた令状に基づき Crown Office において正式に書きあげられた。令状には、前回の任命書に新たに加えられるべき人物の氏名及びそれから除外されるべき人物の氏名・*quorum* の氏名・叙任者の序列・彼らの称号等について明記されていたが、治安判事団が更新される理由についての説明が付されることはない⁽¹⁰⁾。

なお、治安判事は「国王の意に適う限りにおいてのみ」その地位を保持しうるのであるから、彼の任期は定まっておらず、任命書が年に数回作成されることもあつた。極端な例を挙げると、一六一六年のウイルトシャにおいては少くとも五回治安判事団の構成が更新されている⁽¹¹⁾。

〔第二項から第五項〕は、*quorum* の列席を必要とする治安判事の任務が明記されている部分である。*quorum* とは、四季法廷に少くとも一名の出席が必要とされた治安判事団の中の特定の人々のことであり、彼らが *quorum* と呼

ばれるのは、任命書中の「朕は A, B, C, E, F, &c., の中
のいかれかがその中の一名であることを欲す」(quorum aliquem vestrum, A, B, C, E, F, &c., unum esse voluntums) の一句に由来する。

quorum 制は、本来、素人が判事として機能する際に生ずる危険の防止手段である。それ故、法律の専門家又は経

表 I quorum の比率

1562 年

	総計	quorum	実務グループ	quorum
Kent	56	28 (50%)	44	19 (43%)
Norfolk	24	15 (63%)	17	9 (53%)
Northants.	29	15 (52%)	17	4 (24%)
Somerset	40	24 (60%)	31	15 (48%)
Worces.	28	17 (60%)	19	6 (32%)
N. Riding	35	20 (57%)	17	10 (59%)

1584 年

	総計	quorum	実務グループ	quorum
Kent	76	55 (72%)	61	40 (66%)
Norfolk	47	—	36	—
Northants.	43	34 (79%)	30	21 (70%)
Somerst	49	34 (59%)	39	24 (42%)
Worces.	52	45 (87%)	39	32 (82%)
N. Riding	63	53 (82%)	44	36 (82%)

J. H. Gleason, The Justices of the Peace in England, 1558-1640, pp. 16-7; Appendix A~F.
をもとに作成

〔第五項〕は、エリザベス治世期の治安判事が任命されるのが原則であった。ところが、異常なまでにタイトルを有する社会的威信の顕現と見做す「名望家行政」の属性のために、更には quorum の列席を必須とする任務が増加したために、テューダー朝期の治安判事中に占める quorum の比率は頗る高く、quorum 制は名誉的称号の性格を著しく帶びていた。

治安判事の性格を考えるうえで見逃すことが出来ない。従来、王座裁判所・民訴裁判所の裁判官もしくはアサイズ裁判官が列席しなければ治安判事が扱うことが出来なかつたのは、「財物強要の裁判に関して困難なる事件」であったが、これが、一五九〇年には「既述事項の裁判に関して困難なる事件」(casus difficultatis super determinatione aliquorum praemissorum) へと文言変更され

たのである。尤も、現実には一五七〇年代に、少くとも幾州かにおいては「既述事項の裁判に関して困難なる事件」は既にアサイズ裁判へ移送されていたといわれる。⁽¹²⁾

この文言変更もしくは文言変更に相当する事態の出現は、治安判事の司法権能の一部縮少を招來したが、これは治安判事の機能変更の結果生じたか、あるいは機能の変更を惹起し、いずれにせよ、彼の地方統治における比重を増大させた。なぜならば、取り扱い困難な事件から解放されることによつてこそ、治安判事は治安判事史上著しくテューダー朝に特徴的な現象である行政官への変貌が可能となつたからである。⁽¹³⁾

B 諸制定法

我々は、任命書から治安判事の職務の概要を知ることが出来る。しかし、任命書は治安判事がどのような制定法を施行したのかという疑問には、必ずしも明確には答えてくれない。それ故、治安判事と係わる諸制定法の検討が必要となる。

ランバードは、一五八一年版『治安判事の職務について』

の末尾に、一二一五年から一五八一年迄の制定法のうち多少とも治安判事と関係のあるものの大部を収録している。⁽¹⁴⁾ 総数は二七〇余で、ヘンリー七世治世期に発布されたものが一二、ヘンリー八世治世期のものが四九、エドワード六世治世期のものが一九、メアリー治世期のものが一、フィリップ・メアリー治世期のものが一六、エリザベス治世期のものが五四である。これらの中には、一州もしくは一特定地域のみに適用される制定法が含まれている。又、同一内容の制定法が再三発布されているという事実も指摘出来る。更に、治安判事に関連はあるが彼の負担増大に直結しない類いのものも若干含まれている。にも拘わらず、五割以上がテューダー朝期に制定されたという事実は注目に値する。しかも、一五八二年以降の制定法及び一五八一年以前の救貧に関する制定法は(14 Elizabeth, c. 5 を除いて)、ランバードのリストに含まれていないのである。治安判事史上テューダー朝が一画期であることは、テューダー朝期に公布された治安判事に係わる諸制定法の内容を逐一検討する時明瞭となるのであるが、紙面の都合上検

討の過程は省略し、結論のみを述べておく。

- (1) 脇し数の軽罪の裁判が治安判事に委ねられてい
る。

- (2) 社会・経済的変化を反映して、公道保全・貧民救
濟等の行政的性格の任務が著しく増えている。⁽¹⁶⁾
(3) 「法廷外」任務の増加が顕著である。⁽¹⁷⁾
(4) エリザベス治世期以前の制定法で不備なものは彼
女の治世期に補填される傾向にある。

治安判事の職務は、諸制定法の施行に貢献するものではな
かった。彼は枢密院から隨時発せられる命令をも遂行し
た。枢密院は、エリザベス治世期に、時を経るに従つて官
僚集団へと脱皮し、行政の中核機関としての地位を確立す
る傾向にあつたので、ここから発せられる命令は膨大な量
に達し、その性格上多くは行政的なものであつた。

かくして、エリザベス治世期の治安判事が忠実に職務を
果そうとするならば、「（クンリー七世以来）彼らの上に積
みあがられてきたかくも多くの制定法の束ではなく山を
(骨骨を折らすに)背負うとするならば、一体幾人の治安

判事が必要となることが⁽¹⁹⁾と嘆かわぬをえない程に、治安
判事の任務（特に行政的任務）は増大したのであつた。治
安に關する諸問題を担当する裁判官として出發した治安判
事は、今や地方統治全般を担当する行政官の相貌を著しく
帶びるようになり、この点にテューダー朝治安判事の特色
がある。テューダー朝の治安判事が「ある意味ではテュ
ーダー朝の創造物」と言われる所以である。

註

(1) 治安判事制度成立過程及び初期の治安判事については、小
山貞夫『中世イギリスの地方行政』一九六八、二二一三九頁、
城戸毅「初期の治安判事」(『史学雑誌』七一一六、一九六一)
参照。

(2) R. Sillem, 'Commissions of the Peace, 1380-1485',
Bulletin of the Institute of Historical Research, X,
1932-1933, pp. 81-2.

(3) Sillem, op.cit., p. 82.

(4) W. Dunkel, William Lambarde; Elizabethan Jurist,
1536-1601, New Brunswick, 1965, p. 61.

(5) Lambard, op.cit., p. 52.

ハハバースは前記の任命書が実情に即していない旨指摘す

（二）小締とおこして治安判事の職務を同法的なものと行政的なものと区別するのは、幅のめでもなく、叙述の便宜のためである。中世以来、行政の本質的には法の違反者の処罰である。ハーダー朝期以降になると、「法廷外」任務が増大し、事実に既にでは両者の区別があら程度可能であるが、その実際的必要性が存在しなかった。

（三）小締とおこして治安判事の職務を同法的なものと行政的なものと区別するのは、幅のめでもなく、叙述の便宜のためである。中世以来、行政の本質的には法の違反者の処罰である。ハーダー朝期以降になると、「法廷外」任務が増大し、事実に既にでは両者の区別があら程度可能であるが、その実際的必要性が存在しなかった。

治安判事の職務を同法的なものと行政的なものに分けて考えたのは、産業革命後である。彼の行政的任務が同法的任務と區立つ限り、両者は彼の職務の中に未分化のままで併存するものが問題であった。しかし産業革命による新行政的課題が生じ、これが新しく行政機関に委ねられるのになれば處理せねばならぬことが明白となつた時、治安判事の職務が同法的なものと行政的なものという分類のむすび意識的に検討されるようになったのである。以上の叙述は、G. C. F. Forster, *The East Riding Justices of the Peace in the Seventeenth Century*, York, 1973, p. 8. 及る書『政道』『英

國判事の歴史』丸岡元一〇一—一〇四頁も参考。

（四）Lambard, op. cit., 'A Table conteining (verie near) all the imprinted Statutes, bothe general and particular, wherewith Justices of the Peace have in any sorte to deal'.

（五）¹⁵ 括弧を除く。

（六）[ハーマークのバーネスの著書] 1 Henry 1714, Cambridge, 1972, pp. 90-1.

（七）J. S. Cockburn, *A History of English Assizes*, 1558-1714, Cambridge, 1972, pp. 90-1.

- VII, c. 7. (船税の取締) 11 Henry VII, c. 7. (度量衡に
課する税立法の規定) 19 Henry VII, c. 13. (騒擾者の取締
令) 22 Henry VIII, c. 10. (スコット・Egyptian の取締) 23 Henry VIII, c. 2. (東洋貿易の税額・廻転) 25 Henry VIII, c. 6. (内食の取締) 32 Henry VIII, c. 7. (カムニ
シ・教徒の取締) 2 & 3 Edward VI, c. 15. (貿易・税額
規制) 5 & 6 Edward VI, c. 14. (失職・廻転の規定) 5 & 6 Edward VI, c. 25. (マニッシュ・商業の税額) 7 Edward VI, c. 5. (マニッシュの税額規制) 1 Mary, c. 12.
(長老集会の取締) 2 & 3 Philip & Mary, c. 8. (税額
及び公道の規制) 4 & 5 Philip & Mary, c. 2. (税額の税額)
4 & 5 Philip & Mary, c. 3. (税額の税額) 5 Elizabeth, c. 4. (従弟・職人・職方體の監視・处罚) 5 Elizabeth, c. 9. (税額の处罚) 5 Elizabeth, c. 12. (税額及び穀物輸送の監
督) 13 Elizabeth, c. 2. (マニッシュ教徒の取締) 13 Elizabeth, c. 13. (穀物輸出の規制) 14 Elizabeth, c. 5.
(税額・税額一教會税支拂いや担税者と税額の監視及び处罚) (b) [1581年以降の制定法等] 27 Elizabeth, c. 12. (マ
ニッシュ教徒の税額規制) 35 Elizabeth, c. 1. (マニッシュ教徒の
取締) 35 Elizabeth, c. 4. (傷夷・軍人の税額) 39 Eliza
beth, c. 3. (税額・税額の税額) 39 Elizabeth, c. 17.
(税額の生産税) 39 & 40 Elizabeth, c. 3. (税額・税額
教育税の賦課及び教育税の付金) 39 & 40 Elizabeth,

VII, c. 7. (船税の取締) 11 Henry VII, c. 7. (度量衡に
課する税立法の規定) 19 Henry VII, c. 13. (騒擾者の取締
令) 22 Henry VIII, c. 10. (スコット・Egyptian の取締) 23 Henry VIII, c. 2. (東洋貿易の税額・廻転) 25 Henry VIII, c. 6. (内食の取締) 32 Henry VIII, c. 7. (カムニ
シ・教徒の取締) 2 & 3 Edward VI, c. 15. (貿易・税額
規制) 5 & 6 Edward VI, c. 14. (失職・廻転の規定) 5 & 6 Edward VI, c. 25. (マニッシュ・商業の税額) 7 Edward VI, c. 5. (マニッシュの税額規制) 1 Mary, c. 12.
(長老集会の取締) 2 & 3 Philip & Mary, c. 8. (税額
及び公道の規制) 4 & 5 Philip & Mary, c. 2. (税額の税額)
4 & 5 Philip & Mary, c. 3. (税額の税額) 5 Elizabeth, c. 4. (従弟・職人・職方體の監視・处罚) 5 Elizabeth, c. 9. (税額の处罚) 5 Elizabeth, c. 12. (税額及び穀物輸送の監
督) 13 Elizabeth, c. 2. (マニッシュ教徒の取締) 13 Elizabeth, c. 13. (穀物輸出の規制) 14 Elizabeth, c. 5.
(税額・税額一教會税支拂いや担税者と税額の監視及び处罚) (b) [1581年以降の制定法等] 27 Elizabeth, c. 12. (マ
ニッシュ教徒の税額規制) 35 Elizabeth, c. 1. (マニッシュ教徒の
取締) 35 Elizabeth, c. 4. (傷夷・軍人の税額) 39 Eliza
beth, c. 3. (税額・税額の税額) 39 Elizabeth, c. 17.
(税額の生産税) 39 & 40 Elizabeth, c. 3. (税額・税額
教育税の賦課及び教育税の付金) 39 & 40 Elizabeth,

c. 4. (税額・税額一教會税の設置・運営及び浮浪人・内食の处罚)
43 Elizabeth, c. 7. (幾つかの税額の处罚) なま。

(16) (一)(二)のうち、地方の事情に適じてこなむべき効果的に遂
行出来ば、出務地を離れて離職せよ。

(17) ルの課税、「司法区」(division) 及び「司法区の法院」
(divisional sessions) を用意され。Smith, op. cit., pp. 103-
5; E. Moir, *The Justice of the Peace*, Penguin Books,
p. 44. 細略。

(18) ハーリッシュ・ダービーの税額監視のことは、A. G. R. Smith,
The Government of Elizabethan England, London,
1967, pp. 13-25. 細略。

(19) Lambard, op. cit., pp. 37-8.
(20) T. G. Barnes, Somerset, 1625-1640: A County's
Government during the 'Personal Rule', London, 1961,
p. 40.

III

ヨーロッパが「新大陸のイングランドを諸州の連合体」と
表現するなど、法的觀点からすれば滑稽なことであ
れ。しかし、ルのあいだ誤った表現は重要な眞実を伝
えてくる。それがどうか、國家と個人の間に介在する形

コミュニティこそエリザベス時代における大多数の人々の最大単位の生活基盤であり、従つて、統治に占める州の比重は極めて大きかった⁽²⁾。他方、治安判事を中核として州における統治組織の統合が推進された結果、政策実施過程における治安判事の比重が著しく増大した。つまり、治安判事の掌握が以前にもまして重要な課題となつたのである。

事実、女王、枢密院は治安判事の掌握に頗る注意を払い、彼らの監督に様々な方法を用いたのである。そのような方法として、枢密院議官の私的な情報網あるいは地方有力者の提供する情報の活用等の便宜的方法以外に、フォーマルで恒常的な方法としては、アサイズ裁判官の活用が挙げられる⁽³⁾。司法が「その個別の技術の使用によってのみ行政から区別されるところの、行政を補い行政に従属する、行政のもう一本の腕に他ならぬ」所謂絶対王政期において、アサイズ裁判官が純粹司法官でありえないことは容易に理解されうる⁽⁴⁾。原則として年二回各地を巡回するアサイズ裁判官は、元来行政手段の貧弱なテューダー朝にとり治安判事監督のための恰好の手段であった⁽⁵⁾。

まず、巡回裁判そのものが、一応治安判事の監督機能を果す仕組を備えていた。アサイズ開廷の際、治安判事は陪審員として出廷を義務づけられ、正当な理由なくして欠席した場合には罰金をもって処罰された。更に、アサイズ裁判官は、移送命令 (certiorari) により再審に必要な記録の提出を四季法廷に命ぜることが出来た。しかし、上級裁判官としての職権によるアサイズ裁判官の治安判事監督は、余り効果がなかつたようである⁽⁶⁾。

枢密院が真に期待を寄せたのは、アサイズ裁判官自身による治安判事の直接監督ではなく、彼が枢密院の目・耳として機能することにより治安判事監督の最終手段である罷免権の行使を補佐することであつた。通例、アサイズ裁判官は各自の巡回区が決定した後星室庁で国璽保管官より説示を受けたが、この説示において歴代国璽保管官が繰り返し強調した事柄の一つは、不適格な治安判事に関する情報提供者としてのアサイズ裁判官の役割であつた⁽⁷⁾。

そして、彼らの情報に基づき（場合によつては他からの情報をも照し合せて）、官職ヒエラルキーにおいては單なる

る地方官にすぎぬ治安判事の任免に、エリザベス女王自身が直接携わることも稀ではなかつた。この有様を国璽保管官ジョン・パカリングは、アサイズ裁判官に対する一五九五年の説示において次のように述べてゐる。「我々即ち国璽保管官並びに大蔵卿の面前にて、女王陛下は世帯道具を点検する良き主婦の如く、名簿⁽⁹⁾をお手に取られ、お目を通して、陛下ご自身が留任をご希望される治安判事及び不適格と思召される治安判事に印をおつけになり、残りの治安判事に関しては、我々の判断にお委ねになられた。」

政策実施過程における治安判事の比重が増すにつれて、治安判事の資格並びに治安判事団の規模が従来以上に問題となるのは当然であるが、この他にお幾つかの理由が挙げられる。⁽¹⁰⁾

治安判事制発足当初、各州の治安判事団は一名の貴族を含めて三名もしくは四名より構成されることになつていった。リチャード二世の時代に入ると、各州とも貴族・アサイズ裁判官を含めて八名より構成されるべしと定められる。しかし、その後定員に関する規定が設けられないばかりか、治安判事の任務増加に伴い従来の規定そのものが黙殺された。こうした状況は野心家がパトロネジを通じて叔任されることを容易とし、治安判事団の規模拡大に拍車をかけた。他方、ヘンリー六世治世期の財産資格は、インフレにも拘らず爾後変更されことがなく、死文化しつつある条件が附加された。ヘンリー六世治世期に入ると条件が一層具体的となり、治安判事は年価値二〇ポンド以上の土地保有者に限ると定められる (18 Henry VI, c.11)。

治安判事の資格条件を制定法によつて明示することは、かなり早くから行われていた。治安判事は最も富裕なナイト・エスクワイヤ及び法律を修めた者から選ばれるべしとの制定法が、既にリチャード一世の時代に発布されている。ヘンリー五世の時代には、実務グループは州在住者に限る

つた。エリザベス治世期に治安判事の資格及び治安判事団の適正規模が問われた理由の一端は、ここに存する。

治安判事の行政は名望家行政に必然的な特徴として「經營の性格」を欠き、本質的に非能率なものである。⁽¹²⁾ 政策実施において治安判事への依存度が高まることは名望家行政におけるこの本質的欠陥の露呈を意味しており（少くとも「中央」から見る限り）、枢密院はこの本質的欠陥を克服出来ないまでも、そこから生ずる弊害を極力抑えようと腐心したのであった。ここに、治安判事の質並びに人員が問題とされた別の理由が存する。

しかし、これらの理由は治安判事の資格・人員がエリザベス治世期に問題とされたことの部分的説明とはなりえても、十分な説明となりえないことは明瞭である。では、エリザベス治世期にそれが問題とされた直接原因は何であつたのかと問う時——そこにウイリアム・セシルの巨姿が浮び上ってくる。エリザベス女王の政府にあって特異な地位を占めたウイリアム・セシルは、内政の成否に係る治安判事任免に対して大法官に劣らず関心を示した。Gleason

によると、今日国立公文書局及び大英博物館に保管されている二種類の文書にはセシル自身が自ら治安判事の任免を担当した跡が歴然としており、彼がこの問題に並々ならぬ熱意を示した様が看取されるという。⁽¹³⁾ しかも、セシルはこの問題に一貫して関心を抱き続けた模様である。彼は死の数ヶ月前にすら治安判事団の適正規模について云々し、彼の提案が説示に加えられることを国璽保管官へ要請している。⁽¹⁴⁾

枢密院議官は地方統治組織の機能を高めなければならぬという見解において一致していたが、そのための具体的方策に関しては必ずしも意見が一致していたわけではなかつた。⁽¹⁵⁾ 例えば、トマス・スミスの見るところでは、地方統治組織はテューダー朝期に発布された諸制定法の重圧下に喘いでおり、今や組織そのものが崩壊の危険に晒されていた。それ故、彼は治安判事の増員を適切な措置と見做した。しかし、トマス・スミスとは全く反対に、ウイリアム・セシル及び大多数の枢密院議官は、治安判事団の規模縮少こそ必要な措置と考えていた。彼らは、信頼しうる小数

の州エリートのみから構成される治安判事団が「ヘラクレスの如き勇気をもつて正義を行う」ことを期待したと言わる。確かに、州エリートが任命されて始めて治安判事の職務が全うされるという面のあつたことは否定出来ない事実であるが、それでも、無給に近いにも拘わらず、治安判事職を切望するジェントリーに協力を過度に期待するのには、甚だ非現実的であつた。

枢密院議官の大多数、就中セシルがこのような提案を敢えて行つた背後には、現状に対する極めて深刻な認識があつたと言われる。セシルらは、地方ジェントリーが私的争いに治安判事の職権を利用し、治安を維持するどころか社会不安を醸成している事態を憂慮した。実際のところ、ジェントリーの私的争いは慢性現象の観を呈し、これが彼らの奉公人・借地人にも反映され治安攪乱を招いていた。こうした風潮を抑えその根を断ち切る必要を感じた時、セシルらの目には、治安判事団の規模拡大及びそれに伴う治安判事の質低下が治安攪乱の一因と映じたようである。一五六一年、セシルは次のように述べている。

「治安判事の増加につれて……治安が乱れてきたという事実が日々目につく……その原因は、眞面目で名望ある立派な治安判事が、知恵・徳・知識あるいは名望のいずれかにおいて欠けるところのある不適格な多数の同僚と協同することを好まなくなつたからである。⁽¹⁷⁾」

かくして、機会あるごとに治安判事団の規模縮少が幾度か組織的に行われる所以あるが、この経緯を瞥見する時、我々は、どのような治安判事が排除の対象となつたかを知ることにより、逆にエリザベス治世期における治安判事の資格を知ることが出来る。⁽¹⁸⁾

既に触れたセシルの言葉に基づき、一五六一年、「追放は任命書の末尾の者から」の方針に従つて最初の組織的な人員削減が実施された。次いで一五六四年、枢密院は主教にカトリック教徒治安判事の氏名報告を命じ、この報告に基づいて、カトリック教徒治安判事の罷免という形⁽¹⁹⁾で治安判事団の縮少を計った。一五八二年にはエリザベス女王自身が、著名なカトリック教徒並びに特別補助税に応じえない貧しい治安判事の排除を命じている。

一五八七年、フィリップ二世がイギリス侵攻の準備を命じたためにイギリス本土に危険が迫ると、国内治安が緊急

課題となり、エリザベスは、大法官・枢密院議官にイング

ランド・ウェイルズの治安判事数を調査し⁽²⁰⁾、その結果に基づいて治安判事団の規模を縮少するよう命じた。我々の常識からすると逆の措置こそ適当と思われるが、「人員の多

いことが良き助言よりも寧ろ不和と混乱を招く」という認

識が女王・枢密院の組織に対する基本的見解のようであり、この時、次のカテゴリーの該当者が排除の対象とされた。(1)一地域に治安判事が集事している場合、彼らの中で最も必要性のない者、(2)州を離れていることが多い、職務

遂行が不可能な者、(3)無学であるかあるいは社会的地位が低いために職務遂行が不可能な者、(4)英國国教会に関する諸制定法の施行に障害となる信仰の持主。

一五九五年、治安判事団の規模縮少に関する最後の組織的ページが行われる。この度排除の対象とされたのは次のカテゴリーの該当者であった。(1)有力者の正服を着用するかもしくは有力者に奉仕し報酬を得ている者、(2)特別補助

税の査定額が100ポンド以下の者、(3)カトリック教徒の疑いがある者。

以上から、女王・枢密院が治安判事団の構成を可能な限り縮少し、富裕で、法律に通じ、エリザベス女王の宗教政策を支持し、擬似封建制的絆から自由な人物を治安判事に望んでいた様が窮われるであろう。

では、女王・枢密院は、治安判事団の規模を縮少し、希望通りの治安判事の獲得に成功したのであろうか。第二章・第三章においてはノーフォーク州を中心に実態を検討する。

(続く)

註

(1) Neale, *The Elizabethan House of Commons*, p.19.

(2) 広義のジョンソンの政治的・経済的・社会的機能の故に、州というコモンティが経済・社会変化の自然的結果としてのみ漸次「統合」されてゆくという点に、「双方(中央政府と地方政府)が固有する独自の機能の競合と合意の上に、はじめて『國』の観念が成立する」(辻清明『日本の地方自治』一九七六、一二三頁)というイギリス独自の中央地方関係が根底にいた規定的要因を求められないであろうか。

(3) 統監の治安判事監督のためのチャーチル恒常的な手段である。しかし、統監は単に治安判事の監督機關としてあるが、『治安判事制度に対する挑戦』としての性格をも有つてゐる。出来れば後に補説として形で扱ひた。

アサイド裁判官としていた Cockburn, op.cit. 参照。トマーソンの朝の治安判事との懸念などして、特に pp.153-237. が有りである。

(4) Cockburn, op.cit., p.257.

(5) ニューマートン Maitland 及び Holdsworth の意見は取入れがたく思われる。F. W. Maitland, The Constitutional History of England, Cambridge, 1968 (1908), p.210; W. S. Holdsworth, A History of English Law, V, 1924, p.349.

(6) 十七世紀 Northern Circuit の Northumberland, Cumberland, Westmorland の巡回裁判所では毎回の懸念があった。Cockburn, op.cit., p.19.

(7) ニューマートン Home Circuit に懸念をもつた模様であつた。 Cockburn, op.cit., p.164. 参照。

(8) Cockburn, op.cit., p.58; T.G. Barnes, Somerset Assize Orders, 1629-1640, Somerset Record Society, LXV, 1959, xxiv-v.

(9) 原文は 'book' である。この 'book' は、巡回の帳務用と作成された libri pacis の日本語の翻訳。

ヒューリック 治世期の治安判事

(10) J. Hawarde, Les Reportes del Cases in Camera Stellata, 1593-1609, (ed.) W.P. Baildon, 1894, p.20 (*in A. D. Wall, op.cit., p.6.*)

(11) トマーソンの叙述が、Lambard, op.cit., pp.32-7. 参照。

(12) 詳細は、カーネギー著・吉良昭彦訳『牧場の社会学』一九六〇、二二九一-二三〇一、二三三三頁参照。

(13) J. H. Gleason, op.cit., pp.60-2.

(14) Cockburn, op.cit., p.162.

(15) トマーソンの叙述は、Smith, op.cit., pp.76-80 参照。

(16) リチャードソンの叙述は、一五八九年一月三十日シリングの報告で巡回法廷の巡回数一一日を限度として手当が支給されることがなつた。一五四二年シリングと云ふ額は、一三三〇年の王座裁判所首席裁判官の年俸四〇先は遠く及ばないが、大工の親方の法定賃金が一五四二年ス、奉公人の法定年賃金が一〇先ランダム (実際は二〇先) と並んで 牛一頭が一〇先シングドア へたことを考へると、此の額ではなかつたようである。小工貢夫、前掲書、六六一七頁。

しかし、トマーソンの朝に到つても一五四二年スと云ふ額は据え置かれたままになつたので、治安判事はそれを受け取らなければならぬ。公食費なども別途支拂つた模様である。J. Huistfield, 'County Government, 1530-1660', Victoria County History of Wiltshire, V, 1957, p.90.

(17) Smith, op.cit., p.78.

(18) 『王の領地』 Smith, op.cit., pp.80-6; A. D. Wall,
op. cit., pp.5-15; Cockburn, op. cit., p.155-63. ↗

↙

- (19) M. Bateson (ed.), 'A Collection of Original Letters from the Bishops to the Privy Council, 1564', Camden Miscellany, XI, 1895. その中で1572年11月の第11章に載る。
(20) 1572年1月の領地をめぐる議論。チャーチの財政評議會の議論は、1572年1月の議論の後である。W. T. MacCaffrey, 'Place and Patronage in Elizabethan Politics', S. T. Bindoff, J. Hurstfield & C. H. Williams (eds.), Elizabethan Government and Society, London, 1961, p.99. [註釈]
1572年の議論は、17世紀のE.P. Cheyney, A History of England from the Defeat of the Armada to the Death of Elizabeth, II, New York, 1926, p.314.
(21) W. T. MacCaffrey, The Shaping of the Elizabethan Regime, London, 1969, p.29.

執筆者紹介

清水潤	慶應義塾大学文学部教授・文學博士
高瀬弘一郎	同 助教授・文學博士
三宅和朗	慶應義塾大学院博士課程
池永佳昭	同 修士課程修了
清水祐同	同 修士課程
三上朝造	同 博士課程・女子高校講師